

2018年6月20日

2018年大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた方へ

この度の大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被害を受けられたお客様に対して以下のご対応をさせていただいております。

お気軽に窓口までご相談ください。

〔金融上の措置〕

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できましたら払戻しのご対応をさせていただきます。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にてご対応させていただきます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しのご対応をさせていただきます。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえお取立てできるようご対応させていただきます。
- (5) 災害時における手形の不渡処分については十分配慮させていただきます。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えにご対応させていただきます。
- (7) 国債を紛失した場合はお気軽にご相談ください。
- (8) 災害被害による応急資金のご相談、返済猶予等のご相談には適時的確なご対応をさせていただきます。

※詳しくは最寄の店舗窓口までお問い合わせ下さい。



夢に近づく
夢を産み出す...

